

新型コロナウイルス感染症対策 に関する知事への緊急要望

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

新型コロナウイルス感染症対策に関する知事への緊急要望

兵庫県が編成した新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急経済対策の補正予算については評価するものの、県民の安全・安心を確保するためには、医療体制の充実や更なる感染拡大防止に加え、事業活動の縮小や雇用に対する対応等について更なる万全の対策を講じることが必要である。よって、県におかれては、感染拡大を一日も早く終息させるとともに、県民の生活を守るために、下記の事項についてより一層の対策を講じられるよう強く要望する。

記

1 感染拡大防止対策の強化と医療・検査体制の充実

(1) マスク等衛生資材及び医療資機材の確保

- ・ 個々の社会福祉施設等単独ではマスク・消毒液等の購入が難しい現状に鑑み、県で一括購入し、必要とする社会福祉施設等に分配すること。呼吸器、防護服等の医療資機材についても同様の方法で医療機関に分配すること
- ・ 備蓄用マスクについては、病院や社会福祉施設等でマスクが不足している現状に鑑み、配布用マスクに切り替えること

(2) PCR検査の拡充

- ・ 感染者の早期発見のためにPCR検査を拡充するとともに、軽症、無症状陽性者の隔離施設の確保・拡充をすること
- ・ 医療従事者に発熱等症状等が出た場合、直ちにPCR検査ができる体制を整えること

(3) 医療従事者への支援

- ・ 医療機関に対する運営経費の支援が医療従事者の手当等に適正に充当されるように指導を行うこと
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応に当たる医療従事者の負担軽減を図るため、宿泊費を補助するなど業界、関係団体と連携した取り組みを進めること

(4) 外出自粛要請及び休業要請の周知徹底

- ・ 県民の命、健康を守るため、外出や移動自粛要請を強化するとともに、休業していない遊戯施設（パチンコ店）等に対して、休業の個別要請を積極的に行うこと。休業要請に従わない事業者名は速やかに公表すること
- ・ 外出自粛要請に伴い特に人が密集しているような屋外施設（県立公園、港湾など）において、三密とならないような対策を行うこと

(5) 特別保育の運用

- ・ 保育所（認可・認可外）の「特別保育」を県下10市が行っているが、保育士の不安と負担軽減、現場の混乱を防ぐため、県として統一見解を示し、10市以外の市町における保護者に対しても自宅対応可能な場合は利用の自粛を要請すること

2 地域産業・県民生活への支援

(1) 休業要請事業者経営継続支援事業の拡充

- ・ 対象者を100㎡以下の事業所にも拡大すること
- ・ 休業している飲食店の給付額については、休業要請を行った事業者と同様に中小法人1,000千円、個人事業主500千円とすること

(2) 営業継続事業者への支援の創設

- ・ 休業要請を行わない施設の中で、社会生活を維持する上で必要とされた施設（理美容、銭湯、針灸マッサージ、バス・タクシーなど）を営業継続する事業者に対し、感染予防対策経費の増加や、売上減などに対して支援を行うこと
- ・ 上記施設であっても、風評による利用者の減少や経営者自身（特に高齢者）の感染防止のためのやむを得ず自主的休業した事業者に対しては、休業要請施設と同様の支援を受けられるようにすること

(3) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる融資制度

- ・ 県制度融資の借入りに当たって条件変更等の過去の実績に基づき融資されない事例が見られるため、可能な限り借入れができるように緩和策を徹底すること

- (4) **テイクアウト・デリバリーの促進の事業の実施**
 - ・利用者や飲食店の利益につながるテイクアウトやデリバリーを促進する事業を実施すること
- (5) **生活福祉資金の利便性向上**
 - ・生活福祉資金の振込金融機関が限定されているが、当該金融機関の口座を有していない場合でも資金を受け取れるようにすること
- (6) **特別定額給付金支給に係る市町への支援**
 - ・特別定額給付金の支給については、県内市町の業務が円滑に執行されるようひとり親世帯、DV、施設入所中の高齢者などに対する適切な配慮を行うこと
- (7) **支援策に係る県民への広報**
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策について、県民に分かりやすく広報すること
- (8) **特殊詐欺への対策**
 - ・コロナ関連の特殊詐欺が増えていることを踏まえ、特殊詐欺対策として家庭用電話に詐欺虐待機能の機器についての支援策を創設すること
- (9) **避難体制のあり方検討**
 - ・地震、風水害、新型コロナウイルスなどによる複合型災害を想定した避難体制、避難所運営の在り方を早急に検討すること

3 家庭や児童・生徒の学習環境等に対する支援

- (1) **感染家庭への支援**
 - ・両親が新型コロナウイルスに感染した際、子どもへの感染防止を図るため、児童相談所や保健所等各関係機関と連携した効果的な取り組みを進めること

(2) 認可外保育施設等への支援

- ・認可外保育園の事業継続について支援すること

(3) 学校の再開判断

- ・4月の新学期の始業については、各市町において判断が分かれ、保護者・児童・生徒に混乱を招いたことから、学校再開判断においては各市町教育委員会とも十分協議の上、混乱を招かない判断に努めること。

令和2年4月28日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団
幹 事 長 谷 井 い さ お

政務調査会長 越 田 浩 矢